

令和5年度事業計画

社会福祉法人安立園 本部

大正 15(1926)年 10月	創設
昭和 27(1952)年 5月	社会福祉法人へ組織変更
平成 6(1994)年 3月	新館新築
平成 28(2016)年 3月	大規模修繕工事

1 基本方針

令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、安立園の施設運営にも影響を与えている。一昨年は保育園の主要職員の感染、昨年は養護の入所者96名が感染した大規模クラスターの発生、特養・ショートステイ利用者の感染に伴う利用停止及び感染予防のためにデイサービスの利用者が減少傾向にあるなど、その対策に要する経費の増大や収益の減を招いている。併せて、水道光熱費の激増や給食材料・資材の高騰はサービス内容の低下を招きかねない状況となっている。

また、高齢者や乳幼児という健康リスクの高い集団をケアする職員は、終わりの見えない感染防止対策の継続やクラスター発生時には感染リスクの高い中での介護・支援に就くなど、長期間にわたり緊張感を強いられる状況が続いている。

このような中、令和5年度においては、収益を回復させて事業を安定運営基調に戻すことが何より求められており、従前にもまして各種経費の見直しを図るとともに、拡充した安立園LANを活用し、業務のICT化を図りサービスの質の向上と業務負担の軽減に取り組む必要がある。

今後とも福祉を取り巻く社会的・経済的環境は内外共に厳しい状況が予想されるが、基本理念として掲げる「安心立命」の教えの更なる実践と、地域に根差した総合福祉施設としてその責任を果たしていきたい。

2 重点目標と実施計画

令和5年度における安立園の事業運営は、利用者が主体性を持った個人として尊重され、安心と豊かな生活が送れるよう、すべての職員一人ひとりが福祉のプロとしての意識を高めるとともに自己啓発に努め、誠意と親切心を基本とした福祉サービスの提供を目指すものとし、特に次の事項について重点的に実施する。

(1) 利用者の立場に立った質の高い福祉サービスの提供

常に利用者や家族の意思や意向を尊重し、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスを提供するとともに、利用者の心身の状況を把握・理解し、職員間で情報を共有して業務に当たる。

(2) 業務継続による利用者支援の確保・維持

災害や感染症の発生などの緊急時においても、利用者の日常生活を支える継続的なサービス提供体制を構築するため、業務継続計画の見直しや実地訓練に取り組む。

(3) 地域との連携と社会貢献

地域社会の福祉の充実を図るため、関係機関や個人との連携・協働に努め、公

益的な取り組みを推進する。

(4) 人材の確保・育成・定着と業務の効率化

福祉人材の確保に向け、実習生の受入れや職場見学の機会を積極的に設けるほか、専門性を高めるZOOMによる研修の実施や資格取得を積極的に支援するなど、職員の育成に努めるとともに、業務のICT化を図り負担軽減に取り組む。

(5) 安定した財政基盤の確立

稼働率を向上させて収益を確保するとともに、予算の執行管理を徹底し、将来を見通した事業運営に取り組むほか、SDGsに参画する意識をもって資源の有効活用やコスト削減に努める。

(6) 計画的な改修及び施設整備

経年劣化した設備等を計画的に更新整備し、利用者の生活状況や身体的機能に応じた設備の充実を図るとともに、安全で衛生的な環境整備に取り組む。

令和5年度事業計画

養護老人ホーム

昭和 29(1954)年 12 月	養老施設認可
昭和 38(1963)年 08 月	養護老人ホームへ移行
昭和 40(1965)年 03 月	本館新築 (定員 80 名)
昭和 42(1967)年 01 月	別館新築 (定員 30 名)

1 基本方針

令和4年度は、定員が確保されない状況が続いたが、当ホームが触法高齢者をはじめ、措置替え、緊急入所など、行き場のない高齢者の受け皿として運営してきた実績は、各福祉事務所にあっても承知されており、支援力の高さには定評がある。本年度については更なるアピール活動を展開し、定員の充足に向けて努力をするほか、職員が一致協力し、入所者が心身機能や知識経験を十分発揮して自立した日常生活が営めるよう必要な支援を行う。

昨年の大規模クラスターの発生の経験から、令和5年度においても新型コロナウイルスの感染防止対策を行うことは、健康リスクの高い高齢者が集団で生活する施設にあっては必要不可欠であるが、ポストコロナを見据えて一般社会の状況を見ながら、外出支援などの有意義な施策は再開したいと考えている。

当ホームの本館は築58年、別館が築56年と、経年劣化が著しいことから、計画的に改修・整備しているところ、令和5年度については、本館1階のトイレの改修と大型洗濯機及び乾燥機の更新整備等を計画し、利用者の生活状況や身体的機能に応じた設備の充実を図るとともに、安全で衛生的な環境整備に取り組むこととしている。

2 重点目標と実施計画

(1) 感染症予防対策の充実

クラスター発生の経験を活かし、コロナ感染症事業継続計画(感染症BCP)の見直しを行うとともに、実地訓練を実施する。

(2) 介護予防の充実

コロナ禍で低下した運動機能の向上を目指し、外部講師による「介護予防活動」を再開する。

(3) 個人別支援計画とチーム力支援

入所者の特性に応じた支援計画を策定し、その人らしさを大切にしたい支援を目指し、入所者ごとに個別担当制をとるとともに、職員による支援チームを編成して、日常生活の支援を行う。

(4) 研修の充実

養護の職員として必要な対人援助方法や介護技術を学ぶとともに、日常的に発生する入所者間のトラブルや悩み相談などへの対応力を身に着けるため、経験のある職員による部内研修を充実させるとともに、多くの職員が効率的に受講できるオンライン研修を積極的に実施する。

(5) コストの削減とSDGs運動への参画

水道光熱費の節約等について意識を高める活動をするとともに、ICT化に取り組んで導入した業務記録ソフトを活用してペーパーレス化及び業務の効率化を図る。また、入所者とともにSDGs運動に取り組み、ごみの削減と資源の有効活用に努める。

(6) 医療体制の充実

入所者の健康管理の一環として、訪問診療（内科、歯科、精神科等）を積極的に活用していくとともに、オンライン診療を活用した地域医療連携を検討する。

3 行事・クラブ・委員会

(1) クラブ活動等

☆は、講師契約をしているクラブ

クラブ	実施頻度	クラブ	実施頻度	クラブ	実施頻度
☆踊り	月2回	ビデオ	月1回	かるた	月2回
将棋	毎週水曜	パターゴルフ	月2回	図書	月2回
輪投げ	月3回	書道	月2回	カラオケ	毎週日曜
園芸	不定期	麻雀	月2回	☆健康体操	月2回
奉仕活動	おそうじ隊（毎日）、ちょこボラ（週1回）、道路清掃（秋～冬季） 防災応援隊（毎月）				
工作	作品づくりの希望があるため新規に計画する（月1回）				

(2) 委員会

ア 事故予防対策：委員会は年4回開催、研修は年2回実施

イ 感染症予防対策：研修は年2回実施、感染症BCPの見直し及び訓練の実施

ウ 防災委員会：防災訓練、防災応援隊を組織する。防災BCPの作成

エ 生活委員会：食事、入浴及び排泄について検討・実施

オ 研修委員会：部内研修と部外研修の担当者を決めて、振り返り研修を充実させる。

4 実習生等の受入れ

コロナの感染状況を見ながら、次の受入れとする。

(1) 社会福祉士養成課程の相談援助演習（日本福祉教育専門学校、東京通信大学、NHK学園から依頼あり）

(2) 東日本成人矯正医療センター准看護師養成所からの依頼による実習

(3) 東京保護観察所立川支部からの依頼により保護観察中の者のボランティア活動の受入れ

5 養護分科会での事業計画のうち、当ホームとしての重点目標

(1) 措置費の改善に関する検討及び要望の実施

(2) 養護支援員等处遇加算については、加算算定資料の提出及び要望の実施

6 行事

(1) 定例行事

理髪	第2月曜日
生活支援金・定時小遣い支給	月初
誕生会	第3火曜日
茶話会	7月・11月・3月
話し合い食事委員会	茶話会月以外
季節ごとのホーム喫茶	5月・8月・11月・2月
コーヒータイム	ホーム喫茶月以外
菖蒲湯・ゆず湯	5月・12月

(2) 季節行事

月	行 事	月	行 事
4月	観桜会・花まつり	10月	衣類販売
5月	菖蒲湯・ふれあい健康まつり	11月	道路清掃
6月	大掃除・淡交会・衣類販売	12月	年末大掃除・年忘れ会
7月	盆法要	1月	新年祝賀式・初詣
8月	盆踊り大会	2月	節分会・鍋料理
9月	敬老式典・彼岸法要・十五夜	3月	彼岸法要・衣類販売

※外出支援は、コロナ等感染症状況を考慮し、別途計画をする。

令和5年度事業計画

特別養護老人ホーム

平成 6(1994)年 4月	特別養護老人ホーム 60床開設
平成 12(2000)年 4月	介護保険法上の介護老人福祉施設開設
平成 30(2018)年 10月	9床増床工事(69床)

1 基本方針

平成6年開設の当園にとって本年度は30年目にあたり、エレベーターを初めとした大型設備の更新が控えている。そのためには、財政基盤を整えていく必要がある。また、現在、人材不足が深刻な介護業界では、次世代介護機器やICTを積極的に活用していく方向へと舵を切っており、当園においてもそれらの導入により業務の効率化とともに、ケアの質の担保を図っていく。

「自由と尊厳」「自立の支援」を基本理念に、「安立園特養ホーム7つの基準」の実践を目指し、利用者や家族が安心して終末期を迎えられる施設を維持していく。

2 重点目標と実施計画

(1) 新型コロナウイルス感染症（5類感染症）への対応

- ア ポストコロナの対応として、家族等の面会が安全にできるよう、産業医と配置医師の指導を受けて、通常面会の実施を目指す。
- イ 職員及び家族の体調変化に注意を払い、新型コロナウイルスの施設内持込みを防ぐとともに、東京都等からのコロナ関連の新しい情報を職員と共有する。
- ウ 推奨されたワクチン接種に備え、産業医と配置医師との連携を維持する。
- エ 東京都の補助による職員のPCR検査、抗原検査を継続する。
- オ 今後もコロナ発生時のBCP訓練としてのゾーニング訓練を行う。抗ウイルス薬、酸素濃縮器などの手配も含めた訓練を実施する。

(2) 人材の育成

- ア 職員研修の継続、強化
 - ・マニュアルに沿った夜間救急オンコール研修を継続し、看護職員を中心として、利用者の既往症・内服薬の知識を学習する。また、「外用薬」「脳梗塞」「便性ショック」「酸素飽和度」等の医療知識を再度学習する。
 - ・虐待防止などの法定研修を非常勤職員も含め研修機会を確保する。
 - ・他法人の参加や受入れ研修を行い、モチベーションの向上を図る。
 - ・新入職員を支える教育方法（チューター制度）をさらに発展させ、チューター自身の成長を促すための研修を工夫する。
- イ 資格取得サポートの継続実施
 - ・無資格者を対象に、介護職員初任者研修、実務者研修、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員受験等を推奨するとともに、施設からの補助金も含め、勤務時間調整等サポートを行う。
 - ・たん吸引50時間研修受講者は、前年同様、新たに2名の資格取得を目指す。
 - ・ケアマネージャーの更新研修については、施設として費用負担、日程の調整

をサポートする。

- ・リフトインストラクター資格取得を目指し、リフト操作技術の向上を図る。
- ・「介護口腔ケア推進士」等の資格取得を検討する。

ウ 腰痛労災の減少

「ノーリフトケア」の研修、「労災知らずの10の鉄則」の実践を広めるとともに、DVD「ノーリフトケア基礎知識」の全員の視聴を進める。

また、職員への腰痛を防ぐため、訪問理学療法士による介助方法や腰痛予防体操の指導を継続する。

エ 後継者育成とバックアップ体制

2名の相談員の配置で、負担の多いケアマネージャー業務、食事介助、見守りなどへのフォロー体制を維持する。一部職員のみが行っている業務（勤務表作成・スケジュール分担表・実習生対応・新入所面接・外出介助・ケアマネージャー業務）に関し、バックアップできる職員の養成を進める。

また、非常勤職員の業務に関しても、他の非常勤職員が業務のバックアップができるような体制を検討する。

オ 介護人材対策

役職者は、今いる大切な人材が退職しないよう「セクハラ」「パワハラ」「いじめ」などの芽の早期発見に努める。また、利用者、利用者家族からの職員に対するハラスメントや暴言・暴力は、全体の課題としてその対応を検討する。併せて、職員自身の疾患、精神的課題にも目を配り、これまで同様、産業医の協力を得ていく。

今後、外国人介護人材の受入れができるよう準備を進め、外国人労働者の紹介機関との調整、当園4階職員宿舍の準備及び生活上のサポート体制の整備について検討する。

(3) 業務プロセスの改善と事業進捗状況のチェック

ア 特養ホームの中期計画の点検、見直し

令和5年度に在宅への借入金の返済を完了し、令和6年度にデジタル環境整備補助金を活用して、Wi-Fi整備、インカム導入、ベッドセンサー導入を目指す。令和8年度には、エレベーター更新3,000万円と3階汚物除去機120万円の更新ができるよう積立を行う。

イ 各業務マニュアルの見直し

全てのマニュアルについて、実際との整合性を確認するとともに、マニュアルを通して、自分の介護技術レベルの確認ができるようにチェックシートを整備する。

ウ 外部の専門家との連携の進化

看護職員を中心に、配置医師、訪問精神科医、往診皮膚科医との連携を図るとともに、機能訓練委員会については訪問理学療法士から、口腔ケア委員会については訪問歯科医から専門的な協力指導を得て、利用者サービス向上につなげる。特に、口腔ケアは毎月のチェックで衛生不良が指摘されているため、連携を強化していきたい。

エ 特養及びショートステイ職員の協力体制

今年度においても特養職員とショートステイ職員の連携を密にして、両者業務の垣根を越えてサービス向上を目指す。

オ 職員面談の励行

キャリアパスを適切に運用していくため、施設長は主任・副主任と、主任は一般常勤職員と、副主任は非常勤職員と面談を行い、各個人目標や個人の希望を聴き取り、一人ひとりが求める研修を計画し、希望の業務配置を行う。面談のなかで職員のメンタル不調に関する申出があった場合には早期に対応する。

カ 建物の基本設備・備品の更新、メンテナンス

設備更新については、次の内容を計画する。

- ・非常灯交換（7か所 11万円）
- ・厨房ボイラー交換（63万円）
- ・受変電設備修理（84万円のうち4/5の67万円）
- ・居室トイレ水洗バルブ交換5か所（30万円）
- ・3階フローア―共用部床ワックスがけ（25万円）
- ・LED3階南居室（50万円）

キ 業務の合理化の推進と補助金の活用「次世代介護機器導入支援事業」

次世代介護機器については、次の内容を計画する。

- ・ノートパソコンの更新（11台）50万円/年（賃借料）
- ・スゴロクタブレット（3台）6万円（賃借料）
- ・ソフト代25万円
- ・スライドボード（3枚）6万円
- ・おしぼりウオーマー（4台×2万円＝8万円）

（4）利用者サービスの改善・向上

ア 地域交流の推進

コロナウイルス感染の状況を見ながら、家族、ボランティア、保育園、法人全体との交流事業を順次再開していく。特に、感染対策を実施した上で利用者の近隣外出、帰宅外出の機会を調整する。

イ 看取り介護の深化

職員や利用者家族には、看取りの理解を深める学習を継続する。また、利用者の希望を実現する取組みとして、春・秋の外出・外食支援を行い、「心が動く援助」を目指す。

看護職員は、「利用者の体調の情報は利用者と家族のもの」との考えを基本に日々の体調変化を利用者家族に伝え、一人ひとりの状態観察を大切にし、利用者の皆様が希望に沿った施設での終末を迎えられるよう支援する。

ウ 地域貢献の継続実施

地域の高齢者団体、自治会を対象に、フレイル予防などの取り組みを継続し、地域の高齢者の方々にも貢献できる内容の援助を実施する。

3 経営のコンサルタントの活用

施設財務の問題点を明らかにするために、経営コンサルタントの指導の下、今後10年の財務計画を立案する。

令和5年度事業計画

短期入所生活介護事業所

平成 6(1994)年 9月	ショートステイ事業所開設 12床
平成 12(2000)年 4月	介護保険法上の短期入所生活介護

1 基本方針

昨年度は、当施設でコロナクラスターが発生し、約1か月間事業を閉鎖したため、稼働率は大きく低下したが、今年度の稼働率目標は従来の115%とする。

コロナ禍で、近隣の通所事業、短期入所事業の閉鎖が起こったことで、代替のサービスを求めるニーズが高まったことから、当施設がこのニーズに応えられるよう令和5年度は感染対策を徹底してショートステイ運営を継続する。

2 重点目標と実施計画

(1) 新型コロナウイルス感染症防止への対応

ア 標準的感染予防策を徹底するとともに、共有スペースでは基礎疾患の利用者もいるため、マスク着用を勧める。また、体調不良の方は個室で滞在していただき、感染が疑われる場合には早急に抗原検査を実施する。

イ 職員への定期的なPCR検査は継続実施するとともに、ワクチン接種を推奨し、体調に異変を感じたら、管理者に報告し、出勤の指示を仰ぐようにする。

ウ コロナ禍に起因する職員のメンタル不調に配慮する。

(2) 人材育成・研修の実施

ア 医療ニーズへの対応

現場職員から要望の多い医療研修を繰り返し行うほか、最近、糖尿病の利用者が増えていることから、「低血糖」「インシュリン」の研修を重点的に行う。また、「ストーマ」「バルーンカテーテル」「脳梗塞」「認知症」など高齢者に多く見られる医療的ケアの研修や救急マニュアルの確認を定期的に行うなど、最大限医療的ニーズには対応する。

イ 人事交流

年に1名のペースでショートステイの職員と特別養護老人ホームの職員との人事交流（異動）を行い、より多くの職員がショートステイ業務を把握できるようにする。

(3) 業務プロセスの改善

ア 業務マニュアルの整備と訓練

業務の統一性を図るため、年に1回、全てのマニュアルの読み合わせを行う。特に、改正した「緊急時対応マニュアル」は繰り返し学習し、利用者にとって安心できるショートステイとなるよう努めるほか、「行方不明者対応マニュアル」については想定訓練を実施する。

イ 職員ミーティングの開催

職員ミーティングを3カ月に1回のペースで実施することにより、職員や準

職員が働きやすい環境になるよう検討する。

ウ 職員配置の工夫

ショートステイ利用者には、基本的にショートステイ担当者が対応できる体制とし、専任のスタッフが関わる事で、日々変化する利用者の健康状態を見落とさないように対応する。

ショートステイの相談業務は、利用者の受入れに当たり、相談や調整などの負担が多いので、業務分担を検討して過度な集中を防ぐようにする。

エ 地域ケアマネージャーとの連携強化

緊急要請時など地域のケアマネージャーの要望に応えられるよう、積極的に特養の空床を利用するなど、柔軟な受入れをすることとし、様々な在宅ニーズに対応できるショートステイを目指す。

オ ICT機器等の活用

新規契約時の説明では、タブレット等を使用し、居室や浴室、食堂(談話室)、食事内容、レクの様子など施設内の雰囲気を理解していただく。また、迅速な面接を行うため、新規契約時に看護職が同行しないで、一部タブレット等を使用したリモート面接も検討する。

(4) 利用者サービスの改善

ア 利用者がくつろげるように、食事の時間など可能な範囲でルールを作らず、家庭的な雰囲気を心掛ける。

イ 余暇活動の充実

「茶話会」や「お菓子の会」を継続し、補助金が活用できればコミュニケーションロボット『ラボット』(60万円自己負担30万円)の導入を検討する。

令和5年度事業計画

在宅ケア・センター

平成 6(1994)年 8月	サービスセンター事業開始
平成 12(2000)年 4月	指定通所介護事業開始
平成 30(2018)年 6月	通所介護事業場所移転工事完了 (一般型定員 55名)

1 基本方針

令和4年度において、一般型通所介護へ事業を一本化し、収入・稼働率などの1年間の具体的な実績をほぼ把握できたところ、令和5年度は、単価の高い通常規模型を継続することに加え、ICT化により取得可能となった加算などで利用単価を引き上げ、事業運営の安定化を図る。

ポストコロナにおいても、多くの高齢者の暮らしを支える役割を担い、安心・安全な質の高いサービスの提供ができるよう、利用者への自立支援や認知症ケアの充実を心掛ける。また、人材の育成・サービスの質の向上に取り組み、地域に根ざした事業を継続していく。

2 重点目標と実施計画

(1) 人材の育成

ア 職員は、令和5年度の各個人の目標を設定し、自己成長の機会を設けることによってワークエンゲージメントを高めていく。

イ 介護技術の向上を図るため、研修委員が中心となり部署内研修を毎月1回実施する。

ウ 外部研修（オンライン研修、eラーニングなど）に参加し、個人の能力の向上を図る。研修内容を全職員で共有し、質の高いサービス提供を目指す。

また、介護資格の取得希望者のサポートも積極的に行い、全体のスキルアップに努める。

エ 法人の部内研修については、総合福祉施設であるので、他部署の研修会にも参加して知識を深め合い、サービスの向上を目指す。

オ 管理者と職員の定期的な個別面談をすることで、働きやすい職場を作り、人材の定着を目指す。

(2) 業務プロセスの改善

ア 常勤職員会議を毎月開催し、サービスの質の向上や、経営・業務の改善を図る。会議の内容を全職員で共通の認識としチーム力を高める。

イ 令和4年度後半に導入した新しい介護ソフトを、令和5年度は本格的に運用していく。

ウ 職員の業務の効率化を図るためにICTを活用していく。

(3) 利用者サービスの改善

ア 介護保険制度の理念である「有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援する」を念頭に置き、残存機能の活用、日常生活動作の向

上を支援し、安心して自宅で暮らせるよう援助する。

また、リースしている通信カラオケ機械のプログラムを活用して、身体的機能・精神的機能の維持向上やそれらの機能を評価する仕組み作りで加算の取得を目指す。

イ 新型コロナウイルス感染症に対して、引き続き予防策を徹底する一方、緩和できるところを見直し、活動内容の幅を広げ利用に対する満足度の向上に努める。ウイズコロナからポストコロナへ向け「できること」を徐々に増やしていく。

ウ サービス満足度についての利用者アンケートを実施する。利用者のニーズを正しく把握し、業務改善につなげて顧客満足度の向上を目指す。

(4) 安全管理

ア 「災害時業務継続計画（防災BCP）」及び「感染症業務継続計画（感染症BCP）」を基に、防災訓練や感染症対策研修を実施していく。

イ 運転業務に従事する職員は、安全運転講習に参加し、安全な運転、運転マナーを心掛ける。また、車両の定期点検やアルコールチェックを実施していく。

3 その他

ア 安立園ホームページの更新頻度を高めて、当園の通所介護が、利用者やケアマネージャーから選ばれるように情報を発信していき、利用稼働率の安定を図っていく。

イ 令和5年度は、ICTの活用で加算を取得し、顧客単価を上げ、事業の安定的な運営を目指す。月の収入は平均 8,285,000 円を目標にし、年間収入は約 99,420,000 円を目標とする。

令和5年度事業計画

ホームヘルパーステーション

平成 7(1995)年 10月 1日	ホームヘルパー事業開始 (府中市委託)
平成 12(2000)年 4月 1日	指定訪問介護事業開始

1 基本方針

在宅生活を支える訪問介護員（ヘルパー）は、利用者一人ひとりの持っている力を引き出せるよう、また安心して日常が送れるよう、他機関と連携を図りながら生活目標に即したサービスを提供していく。

また、感染症対策として日々の体調管理、マスクの着用、検温などお互いの健康を守るため基本的な予防を引き続き行っていく。

2 重点目標と実施計画

(1) チームワークの強化

ア 合同ミーティングの充実

毎週金曜日、常勤と登録ヘルパーの合同ミーティングでは、登録ヘルパーが積極的に発言できるようにグループワークを取り入れ、個人の考えや悩みを出し合い、一緒に考える時間とする。

イ 定期的に行う研修

登録ヘルパーから介護技術研修など希望の研修を募り、年間の計画に組み込む。また、常勤が受講した外部研修は登録ヘルパーと共有することとし、安立園他部署の職員を講師として依頼して、他部署の役割や多職種連携を理解し、ヘルパーとの繋がりを学ぶ場とする。

ウ 登録ヘルパーの育成

年に1度、「自己・他者評価表」を配布し、登録ヘルパー一人ひとりの適性を考慮していく。仕事に対して不安がない環境を整え、意欲向上を図るとともに「仕事を増やしたい」に繋がられるようヘルパーを育成していく。

(2) 業務プロセスの見直し及び整備

ア 常勤ミーティング

常勤のミーティングを週に1回行い、利用者の変化や情報を共有し、ケアマネージャーとの連携が強化できるように日々の動きを把握する。

イ サービス提供責任者の事務業務の割り振り

ヘルパー活動業務以外の事務的業務（入力作業、ヘルパー調整、モニタリング、担当者会議への参加、新規契約、自費サービス、次月提供票の取り込み、実績の読み合わせ、登録ヘルパーの給料計算等）は、土曜日及び日曜日のヘルパー活動の件数が少ない時間を使って、常勤者間で分担して効率よく行う。

ウ 介護ソフトの運用

令和4年度後半に導入した介護ソフト「カナミック」を本格的に運用していく。

(3) 事業展開

ア スタッフは常勤3名、非常勤2名、登録型ヘルパー16名、計21名の体制で運営する。

イ 登録型ヘルパーの増員を目指し、安立園ホームページ等で募集していく。

ウ 安立園の居宅介護支援事業所のみならず、他の居宅介護支援事業所からの依頼も積極的に引き受けヘルパー活動を維持していく。

3 その他

令和4年度は毎月4,000,000円、年間48,000,000円（自費サービス含む）の収入目標を達成する見込みである。

令和5年度についても収入目標は昨年同様の毎月4,000,000円、年間48,000,000円（自費サービス含む）とする。

令和5年度事業計画

居宅介護支援事業所

平成12(2000)年4月1日 事業開始

1 基本方針

安立園指定居宅介護支援事業所は、利用者の尊厳を守り、その力を引き出しながら出来る限り自宅での生活が続けられるように支援していく。利用者及び家族の意思を最大限に尊重し、公正・中立な立場で自立に向けたサービスの提案、調整に努める。

I C T化による事業継続と業務効率化を目的に導入した新ソフトの本格的な稼働を行う。それにより利用者に対して、より質の高い対応を行い、本人が望む在宅生活の実現の支援を行う。

なお、今年度は職員8名体制（常勤4名：非常勤4名、常勤換算7.2名）での運営予定となるが、今後の地域のニーズを見極めながら、人員体制の見直しを行うこととする。

2 重点目標と実施計画

(1) 人材育成・研修

ア 月1回の内部研修を実施して、事例検討やケアプラン作成研修を行うとともに、虐待防止研修等多様な研修を実施する。

イ 職員の個別研修計画の作成においては、個々に課題とするテーマを具体的に設定し、研修かつ実践していく。また、実績及び課題等については年度末に振り返りを行う。

ウ 加算要件となっている他の居宅事業所との事例検討会の開催・出席と実習生の受入れを実行していく。

エ 日々のミーティングや管理者との個別面談を通じて、課題の解決を図ることで、人材の安定的な確保につなげる。

(2) 業務プロセスの改善

ア ケアプランデータ連携システムの導入を検討し、効率化を図る。

イ 記録及び利用票についてのダブルチェックの徹底のため、点検日を設け、確実なチェック体制の強化を図る。また、引き続きサービス担当者会議開催等の確認を担当者が行い、適切に業務を遂行する。

(3) 利用者サービスの改善

ア 担当のケアマネージャーが不在でも、他のケアマネージャーが対応できるよう、日頃からミーティングで情報の共有を行い、迅速な対応を行う。

イ 地域のインフォーマルサービスや地域課題に目を向けてケアプランに盛り込んでいく。

ウ 緊急的支援の実施にあたり、サービスや他の支援で補えない場合は、他部署との連携を図りながら迅速に対応し、その後、居宅サービス計画書に位置付け

る必要性について検討する。

エ 利用者の満足度については、利用者アンケートを実施し、業務改善へつなげる。

オ 出勤時の手洗い及び検温、マスク着用の徹底。訪問時は手指消毒等の実施を行い、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止に努めていく。

3 その他

今年度についても、ケアプラン数は常勤換算7.2名に合わせて、約240件／月前後を維持し、介護報酬は約5,000万円を見込む。また、引き続き「特定事業所加算（Ⅱ）」を取得し、運営していく。

令和5年度事業計画

府中市地域包括支援センター

平成 6(1994)年 11 月在宅介護支援センター事業開始
平成 22(2010)年 4 月地域包括支援センター事業開始

1 基本方針

令和5年1月1日現在の「安立園エリアの地区データ」は下記の通りで、開設時の平成22年と比べると、人口9.7%増に対し、高齢者は約1,400人(27.9%)増、後期高齢者は934人(36.8%)増となり、高齢者の半数は単身世帯である。特に、幸町は単身高齢者がほぼ2倍に増えている。

「安立園エリアの地区データ」

	晴見町	幸 町	府中町	天神町	寿 町	計
①人口	6,758	3,891	7,196	7,671	3,049	28,565
②高齢者人口(65歳以上)	2,081	862	1,225	1,649	590	6,407
高齢化率(②÷①)	30.8%	22.2%	17.0%	21.5%	19.4%	22.4%
③高齢者単身世帯数	839	457	351	526	163	2,336
高齢者人口に占める割合(③÷②)	40.3%	53.0%	28.7%	31.9%	27.6%	36.5%
④後期高齢者人口(75歳以上)	1,196	493	620	844	316	3,469
⑤後期高齢者単身世帯数	563	310	205	334	98	1,510
後期高齢者人口に占める割合(⑤÷④)	47.1%	62.9%	33.1%	39.6%	31.0%	43.5%
高齢者人口に占める割合(⑤÷②)	57.5%	57.2%	50.6%	51.2%	53.6%	54.1%

交通や生活の利便性があるが故に単身でも生活が継続できているが、災害や病気、認知症等が生じると生活が立ち行かなくなる脆弱性が心配される。総合相談や介護予防支援業務においても、社会福祉協議会や民間サービスを案内する機会が増えており、高齢者が生活するには人的資源の充足が欠かせなくなっている。

3年に渡るウイズコロナ生活の中、予防接種の推進等もあり、規模は縮小しながらも高齢者の活動・交流等は継続されてきている。スマホアプリを活用した介護予防や新しい形のつながりも始まり、高齢者のDX(デジタルトランスフォーメーション)への対応も不可欠になっている。

令和6年10月から予定している地域包括支援センター圏域変更は、少しずつ具体化されつつある。安立園の場合は圏域が拡大され、高齢者人口は6,407人から9,362人へ、面積は2,445㎢から3,655㎢へ、各1.5倍になることが現在示されている。

府中市からの委託費や地域包括支援センターの人員体制等、府中市と協議しながら詰めていくこととなる。

2 重点目標とその実施計画

(1) 人材育成・研修

ア 高齢者及びその家族等も含めた複雑化する課題に対応すべく、生活困窮、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）、認知症地域支援、難病・精神疾患等について研修等により職員のスキルアップに努める。

イ 医療機関や介護サービス関係事業所とのミニ研修会・情報交換会等を通し、相互理解や関係構築に努める。

(2) 業務プロセスの改善

ア 介護予防ケアマネジメント業務については、担当町制による移動負担の軽減及び書式や情報共有による業務の効率化に努めていく。

イ 圏域変更を視野に入れた業務の整理及び効率化に努める。

(3) 利用者サービスの向上

ア オレンジサロンや認知症家族介護者懇談会等を通して認知症関連ニーズを探り、認知症に関する正しい知識の普及啓発、相談体制の周知、チームオレンジ等の認知症地域支援体制を強化していく。

イ 高齢者地域支援連絡会等において、身寄りのない高齢者の支援を地域全体で考える過程を通し、ACP、セルフケア・インフォーマルサービス等の活用、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な取組を紹介していく。

ウ 高齢者が安心してインターネットやスマホ等を利用できるよう、民間企業やボランティアの協力も得ながら、高齢者向けのスマホ講座やスマホアプリ「みんなのチャレンジ」等の介護予防事業を継続する。

3 その他

介護予防ケアマネジメント業務費は、平成31年度から令和3年度の3年間は毎年115～119%増で伸びていたが、今年度は、要介護への移行により微減し、98%の達成率となる見込である。包括支援センター業務負担軽減のため、居宅介護支援事業所への委託促進として令和3年度介護保険制度改正で新設された「委託連携加算」の効果は乏しく、委託数は増えていない。因って令和5年度も同等の直接担当件数が見込まれるため前年度と同等の1,200万円を収入目標とする。

また、今年度は、UR都市機構の地域医療福祉拠点化事業において、安立園近隣にある集合住宅「府中グリーンハイツ」を地域包括ケアに資する取組みの第一歩として、住民、府中市、社会福祉協議会、地域包括支援センターによる協議体が設立され、URの生活支援アドバイザーの協力も得て、地域の拠点化等、協働での地域づくりを行っていく予定である。

令和5年度事業計画

サービス付住宅さんぼ道

平成 26(2014)年 7月	登録
平成 27(2015)年 3月	新築工事竣工
平成 27(2015)年 4月	さんぼ道事業開始 (住宅戸数:10戸・入居者数:11名)

1 基本方針

サービス付住宅さんぼ道は、入居者が地域社会において安全で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを基本とし、地域に開かれた住まい、入居者や家族から選ばれる住まいを目指す。

令和5年2月現在の入居状況は、定員11名のところ入居者数9名（男性2名、女性7名）、平均年齢91歳（最少年齢80歳、最高年齢102歳）、うち自立は2名、要支援2は2名、要介護1は4名、要介護2は1名となっている。今後も住み慣れた地域で入居者一人ひとりが望む快適な生活が送れるようサポートしていく。

2 重点目標と実施計画

(1) 「サービス付き高齢者向け住宅」運営に資する取組みの実施

ア 安否確認（最低1日1回）及び生活支援サービス（日常生活で突発的に必要となった生活支援のためのサービス）を実施する。

イ 地域に開かれた「サービス付き高齢者向け住宅」として年1回運営懇談会を実施する。参加者は入居者・家族・民生委員・常務理事・他部署責任者・職員等で構成する。

ウ 入居者・家族へ「より快適な住まいとなるためのアンケート」を年1回実施する。

エ 連携医療機関との体制を強化する（インフルエンザ・新型コロナワクチンの予防接種依頼）。

オ 入居者間の交流の開催（敬老会・クリスマス・茶話会等）と、法人が実施する行事（ふれあい健康祭り・盆踊り等）への積極的な参加を呼び掛ける。

カ 地域包括支援センター主催の介護予防講座（体力測定会・地域交流体操・各種教室等）へ参加する。

(2) 職員間・他部署の連携強化

ア 「さんぼ道」の全ての職員は他部署兼務のため、常に情報の共有に努める。随時ミーティングを実施して、職員間の意思統一・連携を強化する。食事配膳スタッフ（パート職員）へは申し送りノートを活用し、情報共有を図る。

イ 入居者の方々が安心して、「さんぼ道」や地域での生活が営めるよう適宜法人各部署との連携を図る。

ウ 「さんぼ道」での生活が困難になった場合、本人・家族・ケアマネジャーと相談し、法人他部署の協力を得ながら対応する。

(3) 人材育成・研修

「高齢者虐待防止研修」及び「虐待の芽チェックリスト」を実施して、安立園職員として法人理念・業務内容の確認を行う。また、入居者の尊厳を守り「その人らしさ」を大切にするケアを追求し、入居者から信頼されるスタッフを目指す。

(4) 安全対策

ア 防災対策として、業者による設備の定期点検及び入居者との防災訓練を実施する。

イ 「さんぼ道」の夜間は、業者セコムによる「設備監視」「非常通報」「救急通報」体制により安全を確保し、業者セコムとの情報の共有に努める。

(5) 新型コロナウイルス感染防止対策の強化

引き続き、コロナ感染症防止対策として、以下の事項を実施・励行し感染防止に努める。

- ・入館者の規制、入館記録実施
- ・入居者、職員、スタッフの毎朝検温と体調管理
- ・毎食前の手指消毒、食事時以外はマスク着用
- ・館内の消毒、換気

3 その他

「さんぼ道」の空室対策として、入居希望者リストを作成しておき、退去予定者がある場合は、速やかに新しい入居者を決定していく。安立園ホームページへ空室情報等の掲示を行う。

令和5年度事業計画

晴見保育園

昭和 41 (1966) 年 7 月	認可開設
昭和 60 (1985) 年 4 月	改築 (建替え)
平成 29 (2017) 年 5 月	外壁塗装
	定員 80 名

1 基本方針

園児の安全と健康を保持し、家庭的な保育環境の中で、粘り強く心豊かな子に育てる。地域の子育て支援の充実及び定着を図る。

そのために、保育の質を向上するための研修や虐待を予防するための研修を実施していく。

また、予算の効率的かつ適正な執行に努めるとともに、老朽化した建物の改築に向けて、資金の積立を計画的に行う。

2 重点目標と実施計画

(1) 保育実施要領を基にした保育内容の充実

ア 発達に配慮した段階的な保育を実施する。

イ 近隣の都立農業高校、東京農工大学の協力を得て、自然に対する興味関心を高める情操教育を実施する。

ウ 食育指導の一環として、自分で作物を栽培、収穫、育て、食べることの喜びを体験させる。

エ 親子で本に親しむ習慣を身に付けるために晴見保育文庫（保護者への図書貸出）を活用する。新型コロナウイルス感染症の感染状況によって実施出来ない場合は、保護者が図書の選択をしやすような図書紹介の情報発信を行い、親子で絵本等に親しんでもらえるようにする。

オ 情操を育むために季節の移り変わりが体験できる園外保育を取り入れる。

カ 人を思いやる気持ちを育てるために、法人の高齢者施設利用者との交流の場を設ける。コロナ感染状況から交流が難しい場合はビデオ対応にて実施する。

(2) 地域子育て家庭支援の充実と定着

ア 担当職員が円滑な支援にあたりるとともに、積極的に地域の子育て家庭への働きかけを行うよう努める。

イ 育児講座を職員研修の場として公開し、職員が地域の子育て家庭支援事業に高い意識を持つように努める。

(3) 新型コロナウイルス感染症等の感染予防

ア コロナ感染症やインフルエンザ等の感染症予防のため、室内外及び玩具等の消毒を徹底する。

イ ノロウイルス感染症を想定した吐物処理等の研修を実施し、感染の蔓延を防止する。

ウ コロナ感染症発生等における感染症業務継続計画（感染症BCP）に基づく訓練を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

エ ポストコロナに向けて、行事における制限を緩和するよう見直しの検討を行う。

(4) 防災と安全対策

ア 園児の急変時の対応として、エピペン使用方法や救急救命の研修を実施し、全保育士が確実に身に付けるようにする。

イ 様々な場面を想定した避難訓練を定期的実施するほか、専門的な機関と連携しての訓練や法人全体の総合防災訓練に参加する。

ウ クラス毎に定期的な保育室内の安全点検を実施し、設備の不具合等に対して早期に発見対応できるようにし、環境面での事故予防にも努める。

エ 外部指導員による不審者対応訓練を実施する。

オ 前年度の事故及びヒヤリハットを振り返り、事故の予防及び再発防止に努める。

カ 緊急時における保護者への通報訓練を実施する。

(5) 人材育成のための職員協力体制及び指導体制の強化

ア 保育に関する各種研修会の参加及び外部専門指導者を招いた保育実践研修を実施し、保育力のスキルアップを図る。

イ 育児休業・育児短時間勤務の職員が複数いるなか、フリー保育士を予め配置することでサポート体制を整え、働きやすい職場環境をつくる。

ウ 保育士の事務作業の負担を軽減するため書類の書式を見直していく。また、年間行事の実施についても更なる見直しを行い、職員の負担軽減を図る。

3 その他

ア 1～2歳児クラスのエアコン交換工事（約170万円）

イ 職員給食実施の検討

ウ 給食室の修繕工事等の検討

エ 5歳児保育室の雨漏り修理